

作成：学校法人瓜生山学園 感染症対策本部

2020年6月9日作成

2022年4月1日改訂

2022年6月1日改訂

2022年7月25日改訂

2022年9月22日改訂

京都芸術大学 通学課程

新型コロナウイルス感染防止ガイドライン 2022

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、本学でも2020年度の入学式は延期、前期授業開始は5月18日へ変更するなど、すべての授業をオンラインで開講することになりました。多くの大学がまだオンライン授業を継続するなか、本学では、「芸術立国」「京都文藝復興」という学園理念に基づき、「芸術・文化の灯りを消さない」を合言葉に、感染防止対策を徹底することで、7月頃から少しずつ演習や作品制作ができるようにし、後期からは学科専門科目を中心に対面授業を再開することができました。

2021年度も感染拡大状況は続きましたが、ハイブリッドやオンラインを柔軟に活用しながら、学外での展覧会やプロジェクトなども積極的に行ない、ねぶたや学園祭を対面で再開することもできました。

2022年度からは、より一層本来の学びのカタチを取り戻し、学生の皆さんがキャンパスに集う機会を十分得られるように、また学生同士や、学生と教職員との人的交流が十分得られるように、学修機会の確保と、感染対策の徹底を進めていきます。

新型コロナウイルス感染症については、正しい知識を持ち、基本的な感染対策を徹底することが重要です。本学ならではの教育活動、芸術活動を継続していくため、学生・教職員の皆さん、本学のキャンパスを利用するすべての方に、本ガイドラインを遵守し、感染防止に取り組んでいただくよう、ご協力をお願い致します。

感染しない・感染させない・感染をひろげないために

1) 一人ひとりの基本的感染対策

- ・毎朝体温を計測し、自身の**体調管理を徹底**する。発熱がある、喉の痛みや咳、頭痛などの症状がある場合は自宅で療養し、外出を控える。症状によっては、早めに医療機関に相談する。
- ・正しく**マスクを着用**、こまめな**手洗い**、外出先での**手指消毒**、こまめな**換気**による空気の入れ替えを行う。
- ・人と人との距離を確保し、大声での会話は控える。
- ・基礎疾患がある方、あるいは高齢者や基礎疾患がある方と日常的に接する方は、**感染リスクの高い場面や場所への外出を控える**。
- ・旅行や帰省、就職、進学等に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など感染リスクを回避する行動をとる。

2) ワクチン接種の推進

- ・新型コロナ発症や重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は、積極的に接種しましょう。

《京都市のワクチン接種予約について》



京あんしん予約システム

かかりつけ医のない方は、身近な地域の診療所・病院等に直接ご相談等をご利用ください。



集団接種会場（京都市新型コロナワクチン接種ポータルサイト）

接種日時・場所を選べる「WEB予約」か、本市コールセンターから接種日時・場所を案内する「希望登録」で予約を受付

大学施設の利用について

1) 活動制限指針に基づく感染防止対策

本学での活動および感染防止対策については、感染症対策本部が定める「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた瓜生山学園の活動制限指針」に基づき実施します。

また、京都府に「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」等が発令され、大学への要請事項がある場合には、それらの内容に準じて判断を行います。

2) 衛生管理について

キャンパスにおいては、下記のとおり衛生管理を行います。教職員だけでなく、学生の皆さんも協力をお願いします。

- ・各建物の入り口および各フロアには、手指消毒用の消毒液（アルコール、次亜塩素酸水）を設置する。補充は職員が定期的に行なうが、不足に気づいた者は、施設課まで連絡する。
- ・エレベーターは定員を超過することのないよう遵守し、会話は控える。
- ・教室やトイレなど、学生・教職員が利用する場所のうち、とくに多くの人が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、共用の設備・備品等の教具など）は1日1回以上消毒液等を使用して清拭する。また、利用者自身が利用後に消毒を行う。
- ・学食・カフェ等の共用スペースの物品（イス・机など）は定期的に消毒するほか、利用者自身が利用後に消毒を行う。
- ・夏期・冬期のエアコン使用時であっても、換気を行なう。学食・カフェ等については常時喚起を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流す。
- ・学食・カフェ、対面で着席する場所等では、HASH AiRを活用する。

3) 大学への入構について

- ・発熱のほか、風邪等の症状（咳、のどの痛み、頭痛等）がある場合には、大学への入講を禁止する。（学生は公欠手続きが可能）
- ・キャンパスへの入構時に、非接触型赤外線体温計等を用い、検温を実施する。アラートが鳴った場合は再度計測し、熱がある場合は帰宅する。
- ・登下校を含め、大学構内では必ずマスク（不織布マスク推奨）を着用する。マスクを着用しない者の入構は認めない。
- ・建物に入る際には、必ず石けんによる手洗い、もしくは消毒液等による手指消毒を行う。
- ・感染拡大時には、入構ゲートを制限し、学生証や教職員証の提示を求める。

4) 授業の実施形態について

芸術教養科目はオンラインを中心として開講します（一部対面授業を含みます）。学科専門科目は基本的に対面で実施しますが、授業の目的・内容によってあらかじめオンラインとする

科目もあります。ただし、感染拡大時や入国できない留学生がいる場合など、状況に応じてオンラインを併用・活用します。授業形態を変更する場合は、manaBe や GoogleClassroom 等を通じて、学生へ周知徹底します。

5) 対面授業の実施について

- ・必ずマスクを着用する。ただし、体育の授業や、屋外で人との距離を保てる場合（2メートル以上）はマスクを着用しないことを可とする。
- ・オミクロン株が主流である間については、座席は教室定員を上限とする。受講者数が少なく、席にゆとりがある場合は、四方1メートルを目安とし、最大限の間隔を取る。
- ・夏期・冬期のエアコン使用時であっても、可能な限り常時換気を行う。難しい場合は、こまめな換気を実施する（30分に1回、数分間程度窓を全開にする）。換気は空気が流れが生じるよう、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・窓のない部屋は、常時入り口を開け、換気扇やサーキュレーター等を用い換気する。使用時は、人の密度が高くなるように注意する。
- ・換気扇がついている部屋は、人がいる間は常時換気扇を回す。
- ・授業を担当する教員は、ドアノブ・手すり・スイッチ、使用した機材などの消毒を行う。
- ・学生は、使用した座席・机等の消毒を行う。

6) グループワーク・演習について

- ・学生同士の距離を可能な限り確保し、必要以上に密接しないようにする。
- ・できる限り個人の教具を使用し、学生同士の貸し借りは避ける。個人で使用する材料や教具の配布・回収は、学生個人が行う。
- ・教員と学生は、共用の設備・備品の使用前後に、適切な消毒や手洗いをを行う。
- ・必要に応じ、空間を分割した少人数での活動を行う。
- ・演技や歌唱などの「近距離で大きな声で話す」授業においては十分な距離をとりマスクを着用する。

7) 学外演習について

- ・実施の1週間前までに必ず「学外演習届」を提出する。
- ・公共交通機関を利用する際は、混雑する車両を避けるなど、できるだけ他者との距離をとり、会話を控える。
- ・京都市内のバスは、時間帯により混雑が予想されるため、可能な場合は徒歩または自転車利用を推奨する。
- ・訪問先の感染拡大状況や、施設等の感染症対策について必ず事前に確認し、感染対策を徹底する。
- ・都道府県より、県をまたぐ移動についての制限要請がある場合は、行先によって学外演習を延期・中止するものとする。
- ・飲食を伴う学外演習は原則禁止する。また、学外演習後に集まって飲食することは控える。
- ・宿泊を伴う場合は、「学外演習届」に加えて「イベント・課外活動等申請」を提出すること。その際、相部屋での宿泊は禁止する。(トイレ・キッチン・風呂のいずれかが共同のものを含む)

8) イベント・課外活動等について

- ・イベントや課外活動等を行う際は、事前に(1週間前までに)「イベント・課外活動等申請」を提出し、感染症対策本部の承認を得る。
- ・イベント・課外活動実施については、基本的な感染防止対策を徹底するほか、感染拡大防止の責任者を決め、感染拡大防止対策のチェック体制を明確にする。
- ・参加者へ感染対策を周知し、連絡先を把握する。
- ・飲食を伴うイベントは原則禁止する。
- ・宿泊を伴う場合は、学外演習に準じた対応とする。

イベント・課外活動とは……… 学科等が主催する、授業・定例会議以外のイベント(展覧会、公演、特別講義、講評会、発表会、講師会、新歓イベント等)

9) 図書館の利用について

- ・閲覧席は十分な座席の間隔(概ね1m~2m)を確保する。
- ・カウンターの順番待ちでは、フロアマーカーを設置するなど、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を空けて整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ・必要に応じ、入場制限を行う。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど高頻度接触部位(※)は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行う。(※返却された図書、書架、サービスカウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話、キーボード、OPACやPCのマウス・キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)

10) 学生食堂・カフェ・ADストアについて

- ・ 食堂利用前に、石けんによる手洗いや消毒液等により手指消毒を行う。
- ・ 混雑時は入場制限を実施する。
- ・ フロアマーカートを設置するなど、最低 1m の間隔を空けて整列する。
- ・ 食堂・カフェでは、利用者同士の距離を可能な限り確保（概ね 1～2 m）し、対面とならないよう座席を配置する。
- ・ 混雑緩和のため、教職員は、昼休み時間の利用を控える。
- ・ 混雑緩和のため、3限に授業が無い学生は、昼休み時間の利用を控える。
- ・ 食堂・カフェでは、利用者は大声での会話を行わないようにする。
- ・ 食堂・カフェのテーブル・椅子は、利用する者が必ず消毒を行う。
- ・ 食堂・カフェのテーブルの配置は、均等ではなく、ジグザグに配置する。
- ・ 昼食の持参を推奨する。

11) クラブ・サークル活動について

- ・ 団体毎に感染拡大防止の責任者を決め、それぞれの活動の特性を踏まえた感染拡大防止マニュアルを、活動の類似する業種別ガイドラインや中央競技団体が定めるガイドラインを参考に作成し、教学支援 1 課及び学生部長の承認を得たうえで、活動を認める。感染拡大防止責任者は、マニュアルが守られているかチェックを行う。
- ・ クラブ・サークル活動のための部室・クラブボックス等は、3密が重なるリスクが高いことから、短時間利用、少人数利用、適切な換気などを徹底する。
- ・ コンクール、対外試合等への出場に当たっては、主催団体の定める感染拡大予防マニュアル等に従って行動する。

安心して学生生活・日常生活を送るために

1) 通勤・通学時の感染対策

- ・公共交通機関を利用する場合、混んでいる車両を避けるなどできるだけ他者との距離をとる。
- ・公共交通機関では、マスクを着用し、できるだけ会話を控える。
- ・京都市内のバスは時間帯により混雑が予想されるため、可能な場合は徒歩または自転車利用を推奨する。

2) 学外での活動・行動について

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行は、地域の感染状況に注意し、慎重に判断する。
- ・発症したときのため、可能な限り誰とどこで会ったかをメモしておく。
- ・過去にクラスターが発生した施設（カラオケボックス・ライブハウス・スポーツジムなど）や「三つの密」のある場所への外出を控える。
- ・アルバイトを行う場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインに従って行動する。
- ・日常生活においても徹底して3密を避け、飲食においては認証店を利用し、会話のときはマスクを着用する。
- ・京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こころ」を活用する。【推奨】
- ・厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を活用する【推奨】

もしも自分が感染したら／知人が感染したら

1) 体調不良、感染の疑いがある場合

発熱など、風邪のような症状がある場合は、教職員・学生とも、大学に入構することはできません。授業は公欠届を申請することが可能です。外出を控え、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動をとることを強くお願いします。また、毎日（朝・夕 2 回以上）検温して記録しておいてください。

症状が続く場合、強い症状がある場合、基礎疾患がある場合、陽性者との接触があった場合などは、かかりつけ医を受診するか、お住まいの地域の保健所・医療相談センター等へ相談してください。また、保健センターでも相談が可能です。

京都市相談窓口

京都市保健所 075-746-7200（平日 8：45～17：00）

きょうとコロナ医療相談センター 075-414-5487（休日・夜間）

大学への入構については、解熱剤等の薬を服用していない状態で、症状が消失した日を 1 日目とし、4 日目から入構が可能です。PCR 検査を受検し「陰性」が確認された場合は、その翌日から登校可とします。ただし、陽性者との濃厚接触がある場合は、最後に接触した日を 0 日目として、5 日目まで自宅待機とします。ただし、2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3 日目から解除が可能です。

（注意）2 日目と 3 日目に連続して検査を行うこと。

（注意）抗原検査キットは、体外診断用医薬品の承認を受けたものを使用すること。

大学に登校後に気分が悪くなった場合は、他の者との接触を可能な限り避け、保健センター（075-791-9343）へ電話連絡してください。学内に定める場所で状況を確認した後に帰宅のうえ自宅療養とします。

2) 陽性となった／PCR 検査等を受検することになった場合

PCR 検査（抗原検査含む）を受検し「陽性」となった場合は、医師または保健所等の指示に従うとともに、すぐに所属学科研究室に連絡してください。その際、登校したときの状況、学内外で接触した教職員・学生について聞き取りを行います。

個人情報については感染症対策本部内および情報公開が必要な範囲のみで共有し、個人が特定されることのないよう、厳格に取り扱います。また、健康状況確認のため、保健センターから連絡します。

症状が出た日または検査結果が出た日から、指定された自宅療養期間のあいだは出席停止となり、授業は公欠手続きが可能となります。公欠の届出、また再び登校する際の手続きは以下で確認してください。

在校生専用サイト (<https://www.kyoto-art.ac.jp/student/teaching/news/220909-8342/>)

3) 濃厚接触者になった場合 (同居者・同居家族が感染者となった場合、保健所または陽性者から連絡があった場合)

濃厚接触者となった場合は、すぐに所属学科研究室に連絡してください。PCR 検査「陰性」または無症状の場合は、陽性者と最後に接触した日 (家庭内であれば自宅内隔離を実施した日) を 0 日目として、5 日目までは出席停止となります。

PCR 検査結果が「陽性」である場合や、症状が出た場合は、上記 2) の対応とします。

情報については感染対策本部内および情報公開が必要な範囲のみで共有し、個人が特定されることのないよう、厳格に取り扱います。

4) 同居者・同居家族が PCR 検査を受ける、または濃厚接触者に特定された場合

同居者・同居家族が濃厚接触者となった場合で、かつ同居者に発熱等に症状がみられるような場合は、PCR 検査等の結果が出るまで自宅待機としてください。同居者が無症状である場合や、検査結果が「陰性」であった場合は、登校可能です。

ただし、地域の感染状況が拡大している場合などは、状況によって出席停止とする場合もありますので所属研究室へ相談してください。